

平成 28 年 天草市農業委員会第 6 回総会議事録

平成 28 年 5 月 25 日天草市民センター第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（10 名）

1 番		君	2 番	稲田秀敏	君
3 番	山本隆久	君	4 番	中村三千人	君
5 番	宮崎義一	君	6 番	黒川紀世子	君
7 番	松下二六一	君	8 番		君
9 番	本田実	君	10 番		君
11 番	嶋田浩二	君	12 番	富崎ますみ	君
13 番	中川徹	君			

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

1 番	鶴田雄士	君	8 番	井島安一	君
10 番	小堀田幸一	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	山本幸伸	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	大林喜光		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 29 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 30 号 非農地通知書交付申請について

日程第 7 議第 31 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について

日程第 8 議第 32 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請について

日程第 9 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 28 年天草市農業委員会第 6 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

本日は、鶴田会長が公務出張のため、稲田会長職務代理者に議長をお願いしたいと思います。それでは稲田会長職務代理者からご挨拶をお願い致します。

○議長（稲田秀敏君） 皆さん、こんにちは。鶴田会長が全国の農業委員会の会長会議で出張のため、私が代理を務めさせていただきます。熊本の大地震で農林水産業は約 1,345 億円の被害があったという、先日 13 日付けで県から報告がありました。また、ここ最近は、真夏日であります。梅雨入りがいつだろうかということで、2 次災害が発生しないことを願いたいと思います。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は 1 番鶴田委員、8 番井島委員、10 番小堀田委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長職務代理者をお願い致します。

○議長（稲田秀敏君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） それでは、7 番、松下委員、9 番、本田委員を指名致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第 2、議第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。中村町の譲受人は小松原町の譲渡人より、中村町の田 248 m²を売買により取得したいというものです。資料④の 2 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南西へ 100m、青色で着色した国道 324 号の東側にある農地です。3 ページが現地の航空写真になります。4 ページが現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑340㎡を売買により取得したいというものです。資料④の5ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から南東へ約800m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。6ページが現地の航空写真になります。7ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には牧草を栽培される計画です。以上です。

○議長(稲田秀敏君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。宮地岳町の譲受人は浄南町の譲渡人より、宮地岳町の田238㎡を売買により取得したいというものです。資料④の8ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧宮地岳小学校から南へ約800m、青色で着色した国道266号の東側にある農地です。9ページが現地の航空写真になります。10ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはカボチャを栽培される計画です。以上です。

○議長(稲田秀敏君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。熊本市の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の畑 650㎡を売買により取得したいというものです。資料④の11ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から東へ約200m、青色で着色した国道266号の東側にある農地です。12ページが現地の航空写真になります。13ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはジャガイモ、ズッキーニを栽培される計画です。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 5番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の田 4,638㎡を売買により取得したいというものです。資料④の14ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所から北東へ約1km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。15ページが航空写真で16ページが現地の写真になります。資料③の1ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第3、議第27号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②2 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田 256 m²を貸駐車場へ転用する案件です。資料④の 18 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から東へ約 500m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。19 ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込めるため、申請地を駐車場 4 台分として整備し利用する計画です。20 ページが現地の航空写真になります。21 ページが現地の写真になります。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に駐車場として利用してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2 番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑 332 m²を牛舎へ転用する案件です。資料④の 22 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から西へ約 1km、青色で着色した国道 266 号の北側にある農地です。申請地は概ね 10ha 以上の広がりがある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則転用許可できませんが、農業用施設用地で例外規定に当てはまるため、許可することができることとなっております。23 ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、牛舎を 1 棟建築し利用する計画です。24 ページが現地の航空写真になります。25 ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は東京都の個人で、栖本町の畑332㎡を宅地へ転用する案件です。資料④の26ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南西へ約1km、青色で着色した国道266号の南側にある農地です。申請地は土地改良事業による換地が行われている第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する宅地で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。27ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、個人住宅を1棟、残地を駐車場2台分と家庭菜園として整備し利用する計画です。28ページが現地の航空写真になります。29ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第4、議第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は東浜町の法人で、本渡町の畑506㎡を取得して、貸家へ転用する案件です。資料④の31ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した山口保育所から南西へ約400m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。32ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、貸家として需要が見込めるため、平屋1棟を建築する計画です。33ページが現地の航空写真になります。34ページが現地の写真になります。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に住宅が建築してあるため始末書が添付されております。以上です

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑237㎡を取得して、貸駐車場へ転用する案件です。資料④の35ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡中学校から北へ約600m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。36ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込めるため、駐車場3台分、残地を通路とする計画です。37ページが現地の航空写真になります。38ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に駐車場及び通路として利用してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長(稲田秀敏君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。転用者は本渡町の個人で、楠浦町の田642㎡を取得して、貸車両置場へ転用する案件です。資料④の39ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡地区清掃センターから北東へ約500m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。40ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、貸車両置場として需要が見込めるため、15台分の車両置場、残地を通路とする計画です。41ページが現地の航空写真になります。42ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に車両置場として利用してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長(稲田秀敏君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 4番について説明します。転用者は天草町の個人で、亀場町の田233㎡を取得して、貸駐車場へ転用する案件です。資料④の43ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から東へ約100m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置している第3種農地です。44ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込めるため、5台分の駐車場、残地を通路とする計画です。45ページが現地の航空写真になります。46ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に建物が設置してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長(稲田秀敏君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 5番について説明します。転用者は志柿町の個人で、下浦町の田247.95㎡を取得して、宅地へ転用する案件です。資料④の47ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立本渡東中学校から南西へ約300m、青色で着色した国道266号の北側にある農地です。申請地は土地改良事業による換地が行われている第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、土地改良事業計画で定められた用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。48ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、個人住宅を1棟、残地を駐車場3台分として整備し利用する計画です。49ページが現地の航空写真になります。50ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(稲田秀敏君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 6番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑819㎡を取得して、二世帯住宅へ転用する案件です。資料④の51ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和中学校から北へ500m、青色で着色した国道324号の東側にある農地です。申請地は概ね0.09ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。52ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、高齢者の母と同居するため、申請地に二世帯住宅を整備し利用する計画です。53ページが航空写真、54ページが現地の写真になります。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に二世帯住宅として利用してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第5、議第29号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第29号について説明します。資料②の4ページからご説明いたします。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が11件、再設定の計画が7件、転貸の計画が4件、合計で23件、総面積は101,853㎡となっております。所有権移転の計画1件は、亀場町の個人が売買により取得するものです。また、転貸の4件は、農地利用集積円滑化団体、本渡五和農業協同組合が2件、あまくさ農業協同組合が2件における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料⑥の審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員から補足説明はありませんか。

(ありませんの声あり)

○議長（稲田秀敏君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転1件、利用権設定22件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第6、議第30号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第30号について説明します。資料②の11ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、五和町6筆、倉岳町5筆、面積は合計で5,627㎡となっております。現地確認を実施し、12ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われれます。資料④の56ページをお開きください。1～6の五和町の地図です。申請地①の航空写真が57ページ、申請地②の航空写真が58ページです。59、60ページが現地の写真になります。続きまして、61ページが7～11番の倉岳町の地図です。62ページが航空写真、63、64ページが現地の写真になります。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので原野認定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第7、議第31号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） お手元の資料②の13ページ1番について説明します。転用者は五和町の個人で五和町の畑349㎡に個人住宅を建てる計画です。資料④の66ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したユメールから東に約100mにある農地です。67ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、住居が老朽化したため建てる計画です。68ページが航空写真、69ページが現地の写真です。除外後の農地区分は概ね

10ha以上の広がりがある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する宅地で例外規定に当てはまり農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 　ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 　ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 　2番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の田721㎡を太陽光発電施設に転用する案件です。資料④の70ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から西へ約3km、青色で着色した国道266号の南側にある農地です。71ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置する計画です。72ページが現地の航空写真になります。73ページが現地の写真になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 　ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 　ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 　3番について説明します。転用者は新和町の個人で新和町の田925㎡を植林する計画です。資料④の74ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所から西に約1km、青色で着色した県道大多尾新合線の北側にある農地です。75ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、高齢により農地として管理ができなくなったため、クヌギ200本を植林し山林として管理する計画です。76ページが航空写真、77ページが現地の写真です。除外後の農地区分は概ね3.2ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 　ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、4番についてですが、天草市農業委員会総会会議規則第13条に定める議事参与制限の規定により、4番中村委員には退席をお願いします。

(4番中村委員退席)

○議長(稲田秀敏君) 事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 4番について説明します。転用者は新和町の個人で新和町の田554㎡を駐車場に転用する計画です。資料④の78ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所から西に約300m、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。79ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、近隣の公民館用駐車場として需要が見込めるための計画です。80ページが航空写真、81ページが現地の写真です。除外後の農地区分は概ね10ha以上の広がりがある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する駐車場で例外規定に当てはまり農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(稲田秀敏君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

事務局は、委員を着席させてください。

(4番中村委員着席)

○議長(稲田秀敏君) 次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 5番について説明します。転用者は熊本市の法人で、有明町の田502㎡を太陽光発電施設に転用する案件です。資料④の82ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所所有明支所から南西へ約1.5km、青色で着色した国道324号の東側にある農地です。83ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置する計画です。84ページが現地の航空写真になります。85ページが現地の写真になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 6番について説明します。転用者は五和町の個人で五和町の田170㎡を駐車場に転用する計画です。資料④の86ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所内野出張所から南に約900m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。87ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込めるための計画です。88ページが航空写真、89ページが現地の写真です。除外後の農地区分は土地改良事業による換地が行われているので第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが集落に接続する駐車場で例外規定に当てはまり農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、7番についてですが、天草市農業委員会総会会議規則第13条に定める議事参与制限の規定により、3番山本委員には退席をお願いします。

（3番山本委員退席）

○議長（稲田秀敏君） 事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 7番について説明します。転用者は五和町の個人で五和町の畑23㎡を墓地に転用する計画です。資料④の90ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和中学校から南に約900m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。91ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、墓地を設置するための計画です。92ページが航空写真、93ページが現地の写真です。概ね10ha以上の広がりがある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが集落に接続する墓地で例外規定に当てはまり農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。
事務局は、委員を着席させてください。

（3番山本委員着席）

○議長（稲田秀敏君） 次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 8番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田700㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。資料④の94ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約1.5km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。95ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し不便なため2世帯住宅を建築する計画です。96ページが現地の航空写真になります。97ページが現地の写真になります。除外後の農地区分は、土地改良事業による換地が行われているので、第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅で例外規定に当てはまり農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第8、議第32号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 議第32号について説明します。資料②、14ページをご覧ください。1番から3番の申請人は農地保全のため、農用地区域へ編入し中山間地域等支払制度に加入したいというものです。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第9、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の15ページに記載しております。
農地利用、形状変更届については、五和町2件、田を盛り土し畑として利用したいという
ものでした。第4条の許可不要転用届については、ありませんでした。第5条の許可不要
転用届については、有明町2件、新和町1件、それぞれ無線基地局を設置したいというも
のでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成28年天草市農業委員会第6回総会を閉会致します。

午後2時50分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長職務代理者 稲田秀敏

署名委員 松下二六一

署名委員 本田美

